服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

服の部の事の務の所におり

ご連絡先:〒683 - 0003 米子市皆生5 - 5 - 5 電 話:0859-33-8594 FAX:0859-33-8775

e - mail :hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/ hattori/



平成 20 年 1 0 月号

雇用保険事業主説明会(県労働保険事務組合連合会主催)

とき 10月28日(木)午後1時30分~午後3時30分

ところ 米子コンベンションセンター 小ホール

テーマは3つ

- 1、事業主の役に立つ助成金について
- 2、育児休業給付·介護休業給付関係で、 留意すべき事項について
- 3、大山の自然の魅力と人工授精 それぞれ専門の方々に説明していただきます。 多くの方々の参加をお待ちしております。

参加ご希望の方は当事務所までご連絡〈ださい



健康保険証が事業所直送に(10月から)

ご存じのように、10月から「政府管掌健康保険」が「全国健康保険協会」に変わりました。

当面は現在の保険証をそのまま使うということです。

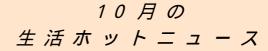
ただ、今まで当事務所からお渡ししていた、被保険者・被扶養者の「健康保険証」が、「全国健康保険協会鳥取支部」から御社に直送されることになりました。

資格取得の対象者がおられる事業所は 郵便物等にご注意〈ださい。

来年10月には年金部門も

変わります。

当分は、国の変化から目が離せません。



鳥取県の時給629円に(10月26日より)

最低賃金が8円アップ

原則としてすべての労働者に適用される「最低 賃金」。その額は鳥取県では現在、621円です。

2008 年度の引上げ額を議論していた鳥取県最低賃金審議会、時給を8円引き上げることを決定しました。この引き上げ額は、前年度に引き続き目に見えたアップですが、全国的には10数円の引き上げのところが多く、都道府県格差はさらに拡大しました。

「生活保護費並みの時給に」という国の意図

本年7月に施行された改正最低賃金法では、生活保護並みの時給を求めています。現時点で生じている生活保護との大幅な差を解消するための8円アップということですが、本当に同程度になるのかどうか、厚生労働省は検証する必要があります。